

正誤表

書 名： 要点ガッチリ 消防設備士 6 類

コード： 978-4-485-23019-0

版 刷： 改訂 1 版第 1 刷

発行日： 2015 年 4 月 24 日

正誤表作成日： 2019 年 7 月 1 日

ページ	箇所	誤	正																
11	② 鉄鋼材料 ② 合金鋼 下から1～2 行目	(高温化での切削工具への利用)	(高温下でも使用できる切削工具への利用)																
23	② モーメント 最下行	r ：回軸から作用点までの長さ	r ：回軸から作用点までの長さ																
51	② B火災 能力単位 図 2.1.16 表面積	B-20 単位 2m^2	B-20 単位 4m^2																
55	□操作の方法 3 行目	薬剤料 1kg 以下の粉末消火器	薬剤量 1kg 以下の粉末消火器																
55	□ホースが 不要な消火 器 2 行目	質量が 1kg 未満の粉末消火器	質量が 1kg 以下の粉末消火器																
61	安全栓の基 準 5 行目	・押し金具をたたく 1 動作で作動するもの ・ふたを開けて転倒させる動作以外で作動するもの	・押し金具をたたく 1 動作で作動するものおよびふたを開けて転倒させる動作で作動するもの以外の消火器																
63	表 2.1.3	<table><tr><th></th><th>方式</th></tr><tr><td></td><td>手さげ式</td></tr><tr><td></td><td>据え置き式、車載式または背負い式</td></tr><tr><td></td><td>車載式</td></tr></table>		方式		手さげ式		据え置き式、車載式または背負い式		車載式	<table><tr><th></th><th>方式</th></tr><tr><td></td><td>手さげ式、据え置きまたは背負い式</td></tr><tr><td></td><td>据え置き式、車載式または背負い式</td></tr><tr><td></td><td>車載式</td></tr></table>		方式		手さげ式、据え置きまたは背負い式		据え置き式、車載式または背負い式		車載式
	方式																		
	手さげ式																		
	据え置き式、車載式または背負い式																		
	車載式																		
	方式																		
	手さげ式、据え置きまたは背負い式																		
	据え置き式、車載式または背負い式																		
	車載式																		
67	演習問題 問 3 解答 1 行目、 下から2行目	内径 2mm 以上の その内径が 2mm 以上	内径 2cm 以上の その内径が 2cm 以上																
179	(6) 項ハ (4) 1 行目	(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は	(4) 児童発達支援センター、児童心理短期治療施設又は																
179	(9)項口	<table><tr><td>□</td><td>イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場</td></tr></table>	□	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	<table><tr><td>□</td><td>イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 (アミの濃さを薄く)</td></tr></table>	□	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 (アミの濃さを薄く)												
□	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場																		
□	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 (アミの濃さを薄く)																		
216	④ 3～4 行目	取り扱う少量危険物または指定可燃物の量を、それぞれ、少量危険物の	取り扱う危険物または指定可燃物の量を、それぞれ、危険物の ※赤字部分を削除																
238	検定合格証 消火器の合格証中の文字	合格の印	合格の証																

以下は、法改正により変更になる箇所です

179 ページ, 表 3.1 令別表第 1, (6)項イを以下のように訂正

(6)	イ	次に掲げる防火対象物
		(1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） (i) 診療科名中に特定診療科名（内科，整形外科，リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2) (i)において同じ。）を有すること。 (ii) 医療法第 7 条第 2 項 4 号に規定する療養病床または動向第 5 号に規定する一般病床を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院（(1)に掲げるものを除く.），患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く.）または入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所

210 ページ, ① 基本設置, ① 面積に関係なく設けるもの, (2)項二の次に以下を追記
(3) 項イ：待合，料理店など ロ：飲食店 （(3)項のうち，火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置が講じられたものは除く）を設けるもの
(6) 項イ(1): 特定診療科名を有する病院，医療法に規定する一般病床を有する病院 (2): 特定診療科名を有する診療所，4 名以上の患者の入院施設を有する診療所 (3): (1)以外の病院, (2)以外で入院施設のある診療所，入所施設のある助産所
210 ページ, ② 延べ面積が 150m ² 以上の防火対象物, (1)項ロの次に以下を追記
(3) 項：上記①以外の待合，料理店，飲食店など

211 ページ, 表 3.5 設置基準一覧表, (2)項の次に以下を挿入

(3)	イ	待合，料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
		火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置が講じられたものは除く）を設けたもののうち，延べ面積が 150m ² 未満のもの

212 ページ, 表 3.5 設置基準一覧表, 2 行目(6)項ロの前に以下を挿入

(6)	イ	(1) 特定診療科名を有する病院，医療法に規定する一般病床を有する病院
		(2) 特定診療科名を有する診療所，4 人以上の患者の入院施設を有する診療所
		(3) (1)以外の病院, (2)以外で入院施設のある診療所，入所施設のある助産室

212 ページ, 表 3.5 設置基準一覧表, 延べ面積 150 m², (6)項イを以下のように訂正

(6)	イ	(4) 上記(6)イ以外の病院，診療所，助産所
-----	---	-------------------------